

令和5年度 浜松市職員採用試験案内

第I類

令和6年2月22日
浜松市人事委員会

第I類行政職員（対象：大学・大学院等） 採用予定日 令和6年7月1日

【第1次試験日】令和6年3月24日（日）（予定）

【受験申込】申込みは電子申請（インターネット）でお願いします。（窓口不可）
2月26日（月）午後1時～3月13日（水）午後5時【受信有効】

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分		採用 予定人数	主な職務内容
第I類	技術	土木B 10人程度	道路や橋梁、河川、上下水道などの公共インフラの土木工事の設計や監理、維持管理などの業務
		建築B 3人程度	庁舎、学校などの公共施設の設計や工事監理、建築確認申請の審査・検査などの業務
	免許職	保健師 3人程度	保健指導や相談業務、健康教育などの業務

※ 採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

※ 令和5年度に実施した浜松市職員採用試験において、同一試験区分を受験した人は受験できません。試験区分のA・Bは別のもものとみなします。

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を満たす人

（1） 次のいずれかに該当する人

- ① 日本国籍を有する人（令和6年6月までに取得見込みの人を含む。）
- ② 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和6年6月までに取得見込みの人を含む。）
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和6年6月までに取得見込みの人を含む。）

（2） 地方公務員法第16条に定める以下の欠格条項に該当しない人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(3) 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分		受験資格
技術	土木B	次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和6年6月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和6年6月までに修了見込みの人 ③ 平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
	建築B	次のいずれかに該当する人で、専門の科目を履修した人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和6年6月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和6年6月までに修了見込みの人 ③ 平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
免許職	保健師	平成8年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許取得済みの人または令和6年6月までに行われる国家試験により免許取得見込みの人

- ※ 令和5年度に実施した浜松市職員採用試験において、同一試験区分を受験した人は受験できません。試験区分のA・Bは別のもものとみなします。
- ※ 免許取得見込みまたは学校等の卒業見込みで受験した人で、当該免許を取得できなかった場合または学校等を卒業できなかった場合は採用されません。

3 試験日程

第1次試験

第I類	土木B 建築B	筆記試験（専門）、適性検査（SPI3）
	保健師	筆記試験（教養・専門）、性格検査
日 程		3月24日（日）午前8時30分集合（予定）
会 場		浜松市地域情報センター（予定）
合格発表		4月上旬（予定） 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

- ※ 「建築B」の受験者は、第1次試験時に直近の単位認定が反映された大学の学部の成績証明書を提出してください（大学院修了（修了見込み）者は大学院の成績証明書を併せて提出）。

第2次試験

内 容	面接試験・事務適性検査・職場適応性検査
日 程	4月中旬（予定）
会 場	第1次試験合格者にお知らせします。
合格発表	4月下旬（予定） 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

第3次試験

内 容	面接試験・小論文
日 程	5月中旬（予定）
会 場	第2次試験合格者にお知らせします。
合格発表	5月下旬（予定） 受験者全員に郵送でお知らせします。 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

※ 第3次試験時に、就業上の配慮事項などを確認するため、人事委員会が指定した身体検査票を提出していただきます。

4 試験の内容

第1次試験

土木B 建築B	適性検査 (SPI3)		言語的理解、論理的思考、数量的処理など公務の遂行に必要な基礎能力について、SPI3による筆記試験を行います。また、面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。
	筆記 試験	専門	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。〔別表2参照〕 ※筆記試験（教養）は実施しません。
保健師	筆記 試験	教養	公務員として必要な一般知識および知能について、筆記試験を行います。 〔別表1参照〕
		専門	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。〔別表3参照〕
	性格検査		面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。

第2次試験

面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。
事務適性検査	職務遂行上必要な職員としての適応性について、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から筆記試験を行います。
職場適応性検査	第3次試験での面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格的な面から検査します。

第3次試験

面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。
小論文	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。

※ 提出書類は、受験資格の有無や記載された事項について確認するほか、試験の参考資料とします。

別表1 **筆記試験（教養）**の出題分野（択一式）

大学卒業程度の時事、社会・人文、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する問題
 ※自然の出題はありません。

別表2 **筆記試験（技術・専門）**の出題分野（択一式）

技術	土木B	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画、都市計画、材料・施工
	建築B	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築法規、建築設備、建築施工

別表3 **筆記試験（免許職・専門）**の出題分野（記述式）

保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等
-----	-----------------------------

※ 第1次試験の筆記試験（教養・専門<記述式を除く>）の例題は、浜松市ホームページで公開しています。

5 合格者の決定方法

合格者は、それぞれの試験段階において、各試験科目の得点を合計したものによって決定します。

(1) 第1次試験・第2次試験

当該試験科目の平均点、標準偏差および配点比を利用して算出した得点（標準点）を用います。
 各試験科目の得点の合計は、概ね0～1,000点の範囲となります。全ての試験科目で平均的な成績であれば、およそ500点となります。

[標準点の計算式]

$$\text{標準点} = 10 \times \frac{\text{配点比}}{\text{配点比の合計}} \times \left(15 \times \frac{(\text{素点} - \text{平均点})}{\text{標準偏差}} + 50 \right)$$

(2) 第3次試験

当該試験科目の素点および配点比を利用して算出した得点を用います。
 各試験科目の得点の合計は、0～400点の範囲となります。

(3) 各試験科目の配点比

試験区分	第1次試験			第2次試験		第3次試験	
	教養試験	専門試験	適性検査(SPI3)	面接試験	事務適性検査	面接試験	小論文
土木B 建築B	/	3	2	3	1	3	1
保健師	2	3	/				

※ どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。

※ 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず**失格とすることがあります。**

※ 第1次試験の適性検査（SPI3）における標準点の計算式は非公表とします。

6 受験申込手続

(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	<p>令和6年2月26日（月）午後1時から令和6年3月13日（水）午後5時</p> <p>※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。</p> <p>※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。</p>
受験申込の流れ	<ol style="list-style-type: none"> ① マイページ登録画面にアクセスし、氏名やパスワードを登録してください。 ② 登録完了後にマイページに移動し、「共通項目入力」から必要事項を入力してください。 ③ ②が完了すると、募集中の試験区分<例：第1類行政職員（3月実施）>が表示されるため、該当する試験区分を選択してください。 ④ 申込みをする職種を選択し、更新してください。 ⑤ 人事委員会で審査処理を行うと、電子メールで審査完了のお知らせが届きます。（数日を要する場合があります。）
受験票等の発行	<p>第1次試験日の1週間前までに電子メールで受験票、宣誓書・自己紹介書等のお知らせが届きます。マイページから受験票、宣誓書・自己紹介書等をダウンロード、印刷して必要事項を記入のうえ写真を貼付し、第1次試験時に持参してください。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・画面上の注意事項をよく確認のうえ、入力してください。 ・マイページへの登録や共通項目入力（上記①②）だけでは受験申込の完了となりません。引き続き、該当する試験区分から職種の選択（上記③④）を行ってください。 ・学歴、職歴、免許・資格の入力欄が不足する場合は、右上に「氏名・生年月日」を記入したA4別紙を作成し、共通項目入力時（上記②）にアップロードしてください。

(2) 郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

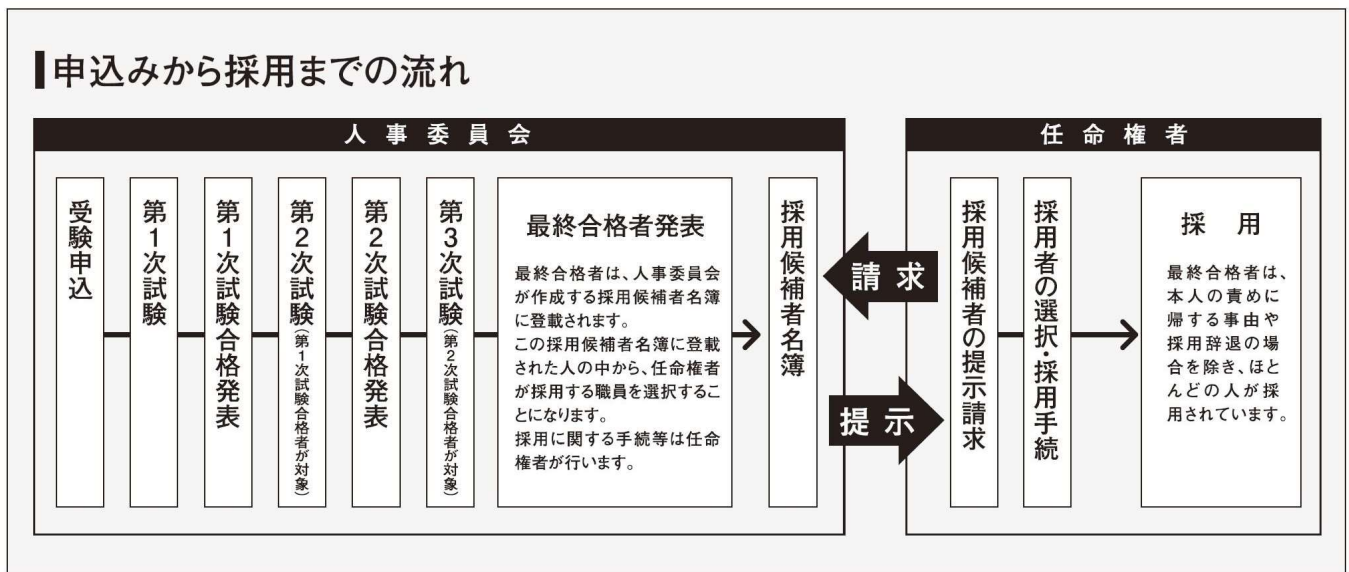
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> ①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、84円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号）
申込期間等	<p>令和6年2月26日（月）から令和6年3月13日（水）※必着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「簡易書留郵便」を利用してください。簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。
受験票等の発送	<p>第1次試験日の1週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第1次試験時に持参してください。</p>

(3) その他

- ・「**建築B**」の受験者は、第1次試験時に**直近の単位認定が反映された大学の学部の成績証明書を提出**してください（大学院修了（修了見込み）者は大学院の成績証明書を併せて提出）。
- ・その他提出書類は受験票発行の際にお知らせします。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和6年7月1日です。
 - ※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
 - ※ **採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
 - ※ **受験資格に定める免許を取得できなかった人や、学校等を卒業できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。**



8 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。(以下、令和6年2月26日現在のもの。)

(1) 初任給

職 種	区 分	初任給月額
技術	大学卒	約 212,000 円
	大学院修士課程修了	約 224,000 円
保健師	大学卒	約 215,000 円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

卒業後の経歴または免許・資格取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当 (ボーナス)

給料 (本給)、地域手当等の1か月分をベースに年間4.5か月分が支給されます。

(採用初年度は採用される月によって異なります。)

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

- (4) 勤務時間
原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。
- (5) 勤務場所
原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。
- (6) 休日等
原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。
- (7) 休暇等
年次休暇（年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休業などの制度もあります。

9 注意事項等

- (1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (4) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (5) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
- ① 公権力の行使に当たる業務
（市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など）
[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
- ② 公の意思の形成に参画する職（行政の企画、立案、決定等に関与する職）
- (6) 第1次試験、第2次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**合格発表日以後1か月間**に限り本人からの申請（インターネット・郵便）に基づいてお知らせします。
- ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。
 - ・第3次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。
- (7) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

◎ 第1次試験会場案内図

浜松市地域情報センター（浜松市中央区中央一丁目12-7）



- ・遠州鉄道西鹿島線「遠州病院駅」下車、徒歩2分
- ・JR浜松駅から徒歩10分

- ※ 会場には駐車場はありません。バス等の公共交通機関を利用してください。
- ※ 自家用車による送迎は、原則として禁止です。公共交通機関による来場が困難な場合など、やむを得ない場合を除き、送迎はご遠慮ください。
- ※ 会場周辺の住宅・店舗等の敷地や道路上での乗降・待機は絶対にしないでください。万一、発見した場合には、失格とする場合があります。

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）およびLINE公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE公式アカウントの登録をお願いいたします。



浜松市 HP（職員採用）



LINE 公式アカウント（職員採用情報）



浜松市人事委員会事務局

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（浜松市地域情報センター3階）

TEL. 053-457-2201

FAX.053-457-2089